

琉球国中山王より暹羅国あて、歩馬結制等を遣わし、前例により官買を行わないことを請う咨（一四三二、九、三〇）

琉球国中山王、礼儀の事の為にす。

切に照らすに、本国は洪武、永楽年より以来、遣使し馳せて土宜を献ず。其れ歳ごとに二、三舟を航海せしむるに、今、見に疎曠して数年なり。理として宜しく再た正使歩馬結制等を遣わし、礼物を齎送し貴国に前詣して奉献せしめ、少しく芹枕の意を伸ぶべし。幸希わくは海納せよ。今去く人船の装載する磁器等の物は、煩為わくは遠人を懐柔し例に依りて官買を行うを住め、自ら両平に胡椒・蘇木等の貨を収買するを行うを容令せんことを。回国して応に大明の御前に進貢するに備うべし。四海一家と為して永く往来を通じ、便益なるに庶からん。今、奉献の礼物を將て開具す。咨して施行を請う。

今開す

官段五匹 素段二十四

摺紙扇二十把 腰刀五把

青盤二十個 小青盤四百個

小青碗二千個 硫黄二千五百斤 三千斤小と官報す

右、暹羅国に咨す

宣徳七年（一四三二）九月三十日

礼儀の事

通事梁徳伸を差わす

咨

注（1）疎曠して数年 数年とあるが、暹羅における官買のため船を出さなかつた時期は〔四〇〇七〕〔四〇〇八〕（ともに宣徳四年十月）と〔四〇一一〕（宣徳六年九月）との間である。

（2）住め 住は停止する、の意。

（3）硫黄二千五百斤：官報す 上下の斤数の記入違いで、官報するのは二千五百斤の方であるべきか。

（4）梁徳伸 梁徳伸の誤りか。〔四〇二〇〕注（1）の家譜に、この派遣の記事がある。

1-40-14

琉球国中山王より暹羅国あて、均周佳等を遣わし、前例により官買を行わないことを請う咨（一四三三、九、一八）

琉球国中山王、見に礼儀の事の為にす。

今、正使均周佳等を遣わし礼物を堅齎し、貴国に前詣し奉献せしめて以て芹枕を表す。幸希わくは海納せよ。更に冀わくは今、人船の装載する磁器等の物は、両平に胡椒・蘇木等の貨を収買せしめんことを。回国して応に大明の御前に進貢するに備うべし。煩為わくは前に照らして官買を停行し、貿易を寛容し以て回還せ